

答 申 個 第 9 7 号

令 和 2 年 8 月 1 2 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 北 村 和 生

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

令和元年7月17日付け保障第239号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

障害者虐待相談・通報・届出受付票等の個人情報一部開示決定事案 (諮問個第235号)

1 審査会の結論

処分庁が行った個人情報一部開示決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成31年3月5日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、以下の文書の開示請求をした（以下「本件請求」という。）。

下記の1～10の各文書の私の個人情報が記載されている作成文書の日付がわかるもの

1	障害者虐待相談・通報・届出受付票
2	上記1に添付された文書①（通報に関する情報が記載されたもの）
3	上記1に添付された文書②（関係機関からの聴取内容をまとめたもの）
4	上記1に添付された文書③（上記2の文書を職員がまとめたもの）
5	事実確認票－チェックシート
6	関係機関Aから聴取した内容に基づく障害者虐待アセスメントシート
7	関係機関Bから聴取した内容に基づく障害者虐待アセスメントシート
8	原告から聴取した内容に基づく障害者虐待アセスメントシート①
9	原告から聴取した内容に基づく障害者虐待アセスメントシート②
10	障害者虐待ケース会議記録(1)

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、「(様式2) 障害者虐待相談・通報・届出受付票」, 「(様式3) 事実確認票－チェックシート」, 「(様式4) 障害者虐待アセスメントシート」, 「(様式5) 第1表障害者虐待ケース会議記録(1)」(以下これらをまとめて「本件公文書」という。)を特定したうえ、個人情報一部開示決定(以下「本件処分」という。)をし、平成31年3月19日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に、下記判決文を添付のうえ通知した。

条例第16条第2号、第7号ウ及び第8号に該当

「平成●●年(●●)第●●号 情報開示拒否決定処分取消等請求事件 判決文(平成●●年●●月●●日判決言渡)」20頁から32頁まで記載のとおり

- (3) 審査請求人は、令和元年6月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

処分庁は、養護者（審査請求人）による虐待を受けたと思われる障害者（審査請求人の長女）を発見した旨の通報（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）第7条第1項）を受け、当該通報に係る事実の確認のための措置及びその対応についての協議（以下「本件措置」という。）を行った。本件公文書は、本件措置に関し作成された公文書である。

なお、本件公文書は、審査請求人から平成■■年■■月■■日付けであった個人情報開示請求（担当課及び統括課の持つ私の、娘に対する虐待認定をされた（2014年）過程にかかわる全てのうち私に関する文書）において対象となった公文書と同一のものであり、当該開示請求に対する処分内容は、審査請求人が提訴した訴訟において既に判決（大阪高等裁判所平成〇〇年（〇〇）第〇〇号情報開示拒否決定処分取消等請求控訴事件における平成〇〇年〇〇月〇〇日判決（原審京都地方裁判所平成●●年（●●）第●●号情報開示拒否決定処分取消等請求事件における平成●●年●●月●●日判決）。以下前者を「大阪高等裁判所判決」といい、後者を「京都地方裁判所判決」という。）が言い渡されており、当時、大阪高等裁判所判決に基づき個人情報一部開示決定を行っている。

(2) 本件処分について

本件開示請求は、大阪高等裁判所判決に基づき一部開示した公文書と同一の公文書の開示を求める請求であったため、処分庁は本件開示請求に対し、大阪高等裁判所判決に基づき行った個人情報一部開示決定と同様の処分を行ったものである。

大阪高等裁判所判決及び京都地方裁判所判決は、いずれも開示する情報を限定しており、その他の情報は、各判決に記載の理由から条例第16条第2号、第7号ウ及び第8号のいずれかないし複数に該当するものとして開示すべき対象とはなっていない。

よって、両判決が示すとおり、本件公文書のうち非開示部分は、条例第16条第2号、第7号ウ及び第8号に該当する。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書、再反論書及び口頭意見陳述によると、審査請求人の主張は、おおむね

次のとおりであると認められる。

- (1) 本件処分に係る決定の「一部開示」とは何を指してのものなのか不明。今回は、様式2-5の「日付」（文書を作成した日付、その様式が使用され書き込まれた日付、相談日、会議日、確認日時等）の開示を求めており、裁判では一切請求しておらず、争点にもなっていないものであり前回の関連する文書をめぐる争いとは別のものである。
- (2) 「日付」だけを求めているのだが、「日付」自体は私の個人情報がかかれていた様式の中にあるものだが、日付情報は公務員の職務上の情報で、機密情報でない限り、公文書公開すれば開示されるべき性質のものである。しかし、日付の開示を求める文書を特定する必要があることから個人情報請求をした形をとったものである。
- (3) 今回の請求は、「各文書の作成日時がわかるもの」であり、条例の言う非開示となるべき事由がない「日時」のみであるため、以前の裁判でも当然開示されるべきものであるとしていたことから、審査請求人の「各情報」の中で争うことすら想定しておらず、また、裁判所の判断にも「日付」が該当することを示す条文の指摘は判決書中に一切記載がない。
- (4) 日付のうち、「通報日時から通報者が推察される」との記述が判決文から散見できるが、そもそも裁判官自身はインカメラもせずに判決をしているため、通報者自身が誰であるかは分からず、こちらが通報者の「自白」を提出しても検証はされなかった。
通報者（である▲▲）は別途裁判の中において自ら通告していることを認めており（自ら審査請求人に明かしている以上、通報者が不利益を被るものではない）、インカメラされる審査会においては、通報者の名前がわかるのであり、これには該当しない。
- (5) 日付開示による審査請求人の長女への不利益は一切存在しない。
- (6) 今の裁判制度では、裁判官はインカメラしない状態で判決するため、インカメラできるのは、この審査会だけなので、この文書が以前の文書と同一かどうか知るため（現在、法廷で争われている文書の真正性を見るため）（当時の文書の改ざんなどが考えられるため）に、日付というのは極めて重要なので、開示をお願いしたいと思う。
- (7) 以上のことから、どの日付においても非開示とする条例には該当しないことから、速やかに開示されるべきである。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件審査請求及び争点について

審査請求人は、本件請求において、本件公文書のそれぞれについて「作成文書の日付がわかるもの」を求めており、また、審査請求書、反論書等においても、「「日付」だけを求めている」、「今回の請求は、・・・条例の言う非開示となるべき事由がない「日時」のみである」などと主張していることから、本件処分において非開示とされた部分のうち、「日付」又は「日時」が記載された部分（以下「日付部分」という。）についてのみ不服があるものと認められる。そこで、当審査会は、処分庁が非開示とした日付部分について、その妥当性を審議することとする。

(2) 本件公文書について

審査請求人が求めている本件公文書は、以下のとおりである。

ア 障害者虐待相談・通報・届出受付票（以下「本件受付票」という。）及びその添付文書（以下「受付票添付文書」という。）

本件受付票は、通報者から聴取した情報を記録したものであり、相談年月日、相談者（通報者）の氏名等のほか、被虐待者本人の状況、世帯構成、主訴・相談の概要、虐待者の状況等が記載されている。

また、受付票添付文書は、通報の際に通報者が提出した文書、その内容をまとめた文書及び関係機関から聴取した内容が記載された文書である。

イ 事実確認票－チェックシート

通報者から聴取した内容を記録したものであり、確認者、確認日時のほか、被虐待者及び養護者等の発言内容や状態・行動・態度、虐待の全体的状況、発生状況等が記載されている。

ウ 障害者虐待アセスメントシート

関係機関及び審査請求人からそれぞれ聴取した情報並びにその聴取内容に対する評価、意見が記載されている。

エ 障害者虐待ケース会議記録(1)

審査請求人がその子に対してしたとされる虐待に関する会議の内容を記録したものであり、会議日時、会議目的、出席者の所属及び氏名、虐待事実の判断、虐待事実の判断根拠、緊急性の判断等が記載されている。

(3) 条例第16条第2号該当性について

ア 処分庁は、「大阪高等裁判所判決及び京都地方裁判所判決は、いずれも開示する情報を限定しており、その他の情報は、各判決に記載の理由から条例第16条第2号、第7号ウ及び第8号のいずれかあるいは複数に該当するものとして開示すべき対象とはなっていない。」と主張する。

これに対して、審査請求人は、「今回の請求は、「各文書の作成日時がわかるもの」であり、条例の言う非開示となるべき事由がない「日時」のみであるため、以前の裁判でも当然開示されるべきものであるとしていたことから、審査請求人の「各情報」の中で争うことすら想定しておらず、また、裁判所の判断にも「日付」が該当することを示す条文の指摘は判決書中に一切記載がない。」と主張している。

イ そこで当審査会は、訴訟等の経過がある中で、処分庁が本件公文書中の日付部分を非公開とした理由について、改めて確認したところ、条例第16条第2号の該当性については、次のとおり説明があった。

処分庁は、審査請求人による審査請求人の長女への障害者虐待を認定している。長女は審査請求人に居所を知らせず、自らの意思により審査請求人と別居しており、処分庁は連絡を取りたくないという長女の意向に沿いながら、支援を講じてきた経過がある。これに対して審査請求人は、本市や関係機関に長女の処遇等について何度も問い合わせる等、被虐待者である長女との接触を図るために個人情報開示請求や訴訟などの行動を起こしている。

本件各公文書に関しては全て、長女が審査請求人から受けた障害者虐待に関わる文書であって、極めてセンシティブな情報である。

このような情報の中に含まれる日付といった情報についても、長女が審査請求人との一切の接触を拒否しているような状況においては、審査請求人に対して通常知られたくないと長女が考える情報であって、条例第16条第2号に該当する。

ウ 条例第16条第2号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が開示されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと認められるものについて、非開示とすることを定めたものである。

エ 当審査会が、本件公文書を見分したところ、いずれの文書についても長女の虐待に関するセンシティブな情報が記載されているものであることが確認できた。また、本件公文書中の日付部分についても虐待に関する長女の個人情報の一部を構成するものであることが認められる。

審査請求人による長女への虐待が問題とされている事情がある中では、本件請求に係る文書の開示決定等の判断は、長女の生命、身体、財産等の保護に支障が生じるおそれのないよう、特に慎重を要するものである。また、長女が審査請求人に居所を知らせず、連絡を取りたくないと考えている状況を踏まえれば、日付部分も含めて、審査請求人が知らない新たな長女の個人情報について、長女が審査請求人に知られたくないと考えたとしても不自然ではない。

オ したがって、当審査会は、処分庁が上記イのような考えに基づき、条例第16条第2号を理由に、本件公文書のうち、日付部分を非開示としたことは妥当であると判断する。

カ なお、審査請求人は、口頭意見陳述において、処分庁による虐待認定が不当であること等についても主張しており、また、当該虐待認定について違法不当な認定であるとして現在係争中とも述べている。しかし、当審査会は、処分庁が行った個人情報開示請求に対する本件処分の妥当性について調査、審議する機関であり、処分庁の虐待認定の適否や処遇方針の適否を判断する立場にない。

(4) 結論

以上により、処分庁が主張する条例第16条第7号ウ及び第8号該当性について検討するまでもなく、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和元年 7月17日 諮問
8月19日 諮問庁からの弁明書の提出
9月25日 審査請求人からの反論書の提出
令和2年 6月 9日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和2年度第1回会議）
7月 9日 審査請求人からの再反論書の提出
7月10日 審査請求人から口頭意見陳述（令和2年度第2回会議）
8月12日 審議（令和2年度第3回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）